三　訓練の実施方法　通信の方法によつても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。

四～六　（略）

（応用課程の訓練基準）

第十四条　応用課程の高度職業訓練に係る法第十九条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の厚生労働省令で定める基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一・二　（略）

三　訓練の実施方法　通信の方法によつても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。

四～九　（略）

2　（略）

（応用短期課程の訓練基準）

第十五条　応用短期課程の高度職業訓練に係る法第十九条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の厚生労働省令で定める基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一・二　（略）

三　訓練の実施方法　通信の方法によつても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。

四～六　（略）

（特定専門課程の訓練基準等）

第三十六条の二の二　特定専門課程の高度職業訓練に係る基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一・二　（略）

三　訓練の実施方法　通信の方法によつても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。

四～六　（略）

（応用課程の訓練基準）

第十四条　応用課程の高度職業訓練に係る法第十九条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の厚生労働省令で定める基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一・二　（略）

（新設）

三～八　（略）

2　（略）

（応用短期課程の訓練基準）

第十五条　応用短期課程の高度職業訓練に係る法第十九条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の厚生労働省令で定める基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一・二　（略）

（新設）

三～五　（略）

（特定専門課程の訓練基準等）

第三十六条の二の二　特定専門課程の高度職業訓練に係る基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一・二　（略）

三　訓練の実施方法　通信の方法によつても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。

四～九　（略）

2・3　（略）

（高度養成課程の訓練基準）

第三十六条の九　高度養成課程の指導員養成訓練に関する基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　訓練の実施方法は、通信の方法によつても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。

五～九　（略）

（研修課程の訓練基準）

第三十六条の十　研修課程の指導員技能向上訓練に関する基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　訓練の実施方法は、通信の方法によつても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。

（新設）

三～八　（略）

2・3　（略）

（特定応用課程の訓練基準等）

第三十六条の二の三　特定応用課程の高度職業訓練に係る基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一・二　（略）

（新設）

三～八　（略）

2・3　（略）

（高度養成課程の訓練基準）

第三十六条の九　高度養成課程の指導員養成訓練に関する基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　訓練の実施方法は、通信の方法によつても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。

五～九　（略）

（研修課程の訓練基準）

第三十六条の十　研修課程の指導員技能向上訓練に関する基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　訓練の実施方法は、通信の方法によつても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。